

(写)

環境まちづくりパートナーズ基本協定書

全日本空輸株式会社（以下「甲」という。）と当別町（以下「乙」という。）及び当別町地域公共交通活性化協議会（以下「丙」という。）は、オフセット・クレジット（以下「J-V E R」という。）制度を活用した環境まちづくりを協働で進めることについて、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、環境まちづくりを協働で進めることを目的として、基本的な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第2条 この協定で対象とする環境まちづくりは以下とする。

- 1 当別町ふれあいバスによる廃食用油由来バイオディーゼル燃料活用プロジェクトから発行されるJ-V E Rの売買
- 2 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」での甲のロゴ使用
- 3 当別町内の小中学校における環境教育の実施

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成22年7月16日から平成23年7月15日までの1年間とする。

(甲の責務)

第4条 甲は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 丙が発行するJ-V E Rを全量購入し、その代金を丙に支払う。
- 2 J-V E Rの代金を支払い後、すみやかにJ-V E Rを管理している株式会社エコノスから、甲のJ-V E R登録簿への移転手続きを実施する。
- 3 前項の購入金額、支払い時期、方法、移転時期等については、甲、乙及び丙が別途協議のうえ定めるものとする。
- 4 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で使用する甲のロゴデータを、乙及び丙に提供する。
- 5 当別町内の小中学校において実施される環境教育に対して、協定期間内に1回、講師派遣をする。
- 6 購入したJ-V E Rの使用方法については、その都度、乙及び丙の確認をとる。

(乙の責務)

第5条 乙は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 本協定の目的を達成するため、甲及び丙と連絡調整を行う。
- 2 環境まちづくりを積極的に行い、本協定のPRを積極的に行う。
- 3 当別町内の小中学校において甲が派遣される講師による環境教育を実施する。

(丙の責務)

第6条 丙は、本協定を締結後、以下の責務を負う。

- 1 本協定の目的を達成するため、甲及び乙と連絡調整を行う。
- 2 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で甲のロゴを使用する際は、都度、甲の使用許可を得る。
- 3 当別町コミュニティバス「ふれあいバス」で甲のロゴを使用する費用は、丙が全額負担する。

(制度準拠)

第7条 温室効果ガス削減量の査定等に関しては、J-VER制度に準拠して行うものとする。

(J-VERの移転と引渡)

第8条 J-VERは、丙が甲からの代金の納入を確認した後、丙の指示により丙のJ-VER管理者である株式会社エコノスの保有口座から甲のJ-VER登録簿への移転手続が完了した時点で丙から甲に移転するものとし、もってJ-VERの引渡を行うものとする。

(疑義等の解決)

第9条 本協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月15日

甲：東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター
全日本空輸株式会社

CSR推進部 部長

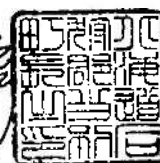
松井 牧



乙：北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町長

泉 幸俊



丙：北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町地域公共交通活性化協議会

会 長

近 藤 充 徳

